

## 一般社団法人日本私立看護系大学協会選挙管理運営申し合わせ

この申し合わせは、一般社団法人日本私立看護系大学協会選挙管理委員会規程に基づき、選挙を円滑に進めるために定める。

## 1 選挙管理委員会の開催等について

- (1) 選挙管理委員会は理事会で委嘱された委員で構成し、選挙が円滑に行われるように必要な事項を協議する。
- (2) 選挙管理委員長は、選挙管理委員会の開催状況と選挙事務の進捗状況を、適宜、理事会に報告する。

## 2 選挙管理委員会の役割・業務について

- (1) 総会日程を視野に選挙の工程を決定する。  
主な工程は、公示、選挙人・被選挙人登録、投票期間、開票であり、各工程に伴う、会員校への周知・公文書発送、日程等について決定する。
- (2) 会員校に対し選挙の告示を行う。
  - ① 会長名で選挙の概略を告示前に予め知らせる。
  - ② 役員選挙の告示は、下記の内容を含めて、選挙管理委員長名で行う。
    - ・選挙人および被選挙人の名簿作成
    - ・任期
    - ・選挙の実施および方法（区分け別の理事定数および監事定数、投票用紙の送付、投票期間、投票用紙返送場所、開票日時・場所、投票方法）
    - ・当選人の決定
    - ・役員候補者および補欠(次点者)名簿を理事会へ提出
  - (3) 選挙人および被選挙人登録に基づき、選挙人および被選挙人名簿を作成する。
    - ① 選挙人および被選挙人の登録については、会員校毎に周知する。
    - ② 選挙人および被選挙人の登録は電子で行い、各大学の ID と当該選挙年で決定した選挙登録用のパスワードを用いて登録する。登録の正当性については、前提となる会員校としての登録を完了しているかを確認する。
    - ③ 選挙人および被選挙人名簿は、会員校から登録されたものをもとに作成する。
    - ④ 選挙人および被選挙人の名簿には、所属校、役職、氏名を記載する。
    - ⑤ 選挙人および被選挙人は、区分け別に作成する。
    - ⑥ 理事定数は、選挙を行う当該年の名簿作成時の区分け(地区)の会員校に応じて確定する。
  - (4) 選挙における運営
    - ① 投票用紙の送付
      - ・投票依頼は、選挙管理委員長名で選挙人宛に文書で行う。
      - ・投票率を高めるために投票状況に応じてメールで投票の再依頼を行う。
      - ・理事候補者については、区分け毎に作成した被選挙人名簿を投票用紙として選挙人に送付する。

- ・ 監事候補者を記載した投票用紙を選挙人に送付する。
- ② 選挙は無記名とする。
    - ・ 他事が記入されたもの、指定された投票用紙、指定された封筒で投票していないものは無効とする。投票用紙にも無効票とする場合の注意事項を記載する。
  - ③ 投票用紙および投票用の封筒
    - ・ 投票用紙は、区分け毎（地区別）に色分けをする。大学卒6地区、短期大学卒、監事用の計8種類の色の用紙で区別する。
    - ・ 封筒は、返送用の外封筒と、投票用の内封筒に分けて、厳封で投票ができるように準備し、選挙人宛に郵送する。
  - ④ 選挙は選挙期間中に投票されたものを有効とする。期日内の消印は有効とする。
  - ⑤ 投票用紙は鍵のかかる投票箱に入れ、厳重に事務局で保管する。
  - ⑥ 開票は立会人の立ち合いのもとで、公正に行う。
    - ・ 得票数を被選挙人毎に集計する。
    - ・ 被選挙人になった選挙管理委員は、当該地区と監事の開票に加わるできない。
  - ⑦ 選挙中に生じた疑義等に対する対応は、選挙管理委員会の責任のもとに行う。また生じた疑義と対応の詳細は、書面で残す。
- (5) 選挙結果に基づき役員候補者の確定
- ① 区分け（および地区）別に得票数の多い順に、定数に基づき理事候補者を決定する。
  - ② 監事候補者は得票数の多い順に2名決定する。
  - ③ 同一人が理事と監事の両方に選ばれた場合は、理事を優先して候補者として決定する。
  - ④ 理事候補者および監事候補者が同じ得票数の者が定数以上のときは、選挙管理委員長が抽選で当選人を決定する。
  - ⑤ 補欠者は得票数の多い者を2名とする。
  - ⑥ 理事候補者および監事候補者には当選の旨を伝え、承諾を得る。その際は得票数は伝えない。承諾が得られない場合は、得票数の多い順に順次当選の旨を伝え承諾を得る。
  - ⑦ 補欠者へは、その旨、予め知らせ了承を得る。
- (6) 理事会への役員候補者名簿等の提出
- ① 委員会は、決定した役員候補者と補欠者の名簿を、区分け（および地区）毎に得票順に列記して（得票数は付記しない）、理事会へ提出する。
  - ② 役員候補者が決定するまでのプロセスにおける辞退、承諾状況についても報告する。
  - ③ 役員選挙の実施に伴う課題等を報告する。

### 3 投票データの保管

選挙管理委員会規程第5条に基づき、当該選挙に関わる投票用紙、書類（被選挙人ごとの得票の集計表、選挙管理委員会会議録等）は、当該選挙を終えてから2年間保管する。

#### 4 改廃

この申し合わせの改廃は選挙管理委員会の議を経て行う。

##### 附 則

2019年5月26日より施行する。

##### 附 則

2020年2月18日より施行する。

##### 附 則

2020年5月31日より施行する。